

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） <u>未来づくり推進 局の局長（人事 委員会が承認し たものに限 る。）</u> <u>危機管理局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。）</u> 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） <u>防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。）</u> 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	1種

<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限り。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 理事監</p>		<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限り。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 理事監</p>	
<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（森林・林業総室の総室長を除く。） 危機管理局の副局長（人事委員会が承認したものに限り。） 東京本部の本部長 関西本部の本部長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。）</p>	<p>2種</p>	<p>防災監 次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。） 防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限り。） 東京本部の本部長 関西本部の本部長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。）</p>	<p>2種</p>

		<p>る。)</p> <p>衛生環境研究所の所長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>農業大学の校長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>農林総合研究所の所長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>行政監察監</p> <p>会計管理者</p> <p>参事監</p>				<p>る。)</p> <p>衛生環境研究所の所長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>農業大学の校長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>農林総合研究所の所長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>行政監察監</p> <p>会計管理者</p> <p>参事監</p> <p><u>医療政策監</u></p>	
	<p>課長(衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。)</p> <p><u>危機管理局</u>の副局長</p> <p>副本部長</p> <p>名古屋本部の副本部長</p> <p>行財政改革局職員人材開発センターの所長</p> <p>新生公立大学設立準備室の室長</p> <p>文化観光局の副局長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長</p> <p>砂丘事務所の所長</p> <p>くらしの安心局消費生活センターの所長</p>	<p>3種</p>			<p>課長(衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。)</p> <p><u>防災局</u>の副局長</p> <p>副本部長</p> <p>名古屋本部の副本部長</p> <p>行財政改革局職員人材開発センターの所長</p> <p>新生公立大学設立準備室の室長</p> <p>文化観光局の副局長</p> <p><u>子育て支援総室</u>の総室長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長</p> <p>砂丘事務所の所長</p> <p>くらしの安心局消費生活センターの所長</p>	<p>3種</p>	

	<p>商工政策室の室長 農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	4種			<p>商工政策室の室長 農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	4種
	<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）</p>				<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除き、子育て支援総室家庭福祉室の室長にあっては、人事委員会が承認したもの</p>	

		<u>関西本部企業立地・移住促進チームのチーム長</u> 企画調整幹 民芸振興官 略	
	略		
略			
警察	警察本部	略 課長 監査官 <u>物品調達官</u> 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 検視官 管理官（人事委員会が承認したものに限り。） 略	3種
	略		
略			
		に限り。） <u>チーム長（関西本部企業立地・産業チームのチーム長に限り。）</u> 企画調整幹 民芸振興官 略	
	略		
略			
警察	警察本部	略 課長 監査官 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 検視官 管理官（人事委員会が承認したものに限り。） 略	3種
	略		
略			

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。